

## 宮崎県産業廃棄物税基金条例

平成 17 年 3 月 29 日条例第 21 号

### (設置)

第 1 条 産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条の規定に基づき、宮崎県産業廃棄物税基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、宮崎県産業廃棄物税条例（平成 16 年宮崎県条例第 41 号）の規定により県に納入され、又は納付された産業廃棄物税に相当する額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

### (管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第 6 条 基金は、第 1 条の施策に要する費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

### (委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。